



## 除雪・排雪作業についてのお知らせ

### 建設課土木建築グループ

#### ▼除雪・排雪にご協力ください

今年も降雪期を迎えました。町道の除雪作業には万全を期しておりますが、作業の効率化と経費削減のため、住宅のない区間の除雪を廃止させていただいております。お出かけの際、多少遠周りになるなど皆さまには大変ご不便をお掛けしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

また、町道排雪における雪の堆積場所については、町道8線の剣淵川に架かる8線川付近の8線雪捨て場と駅東側にある元町雪捨て場の2か所としています。個人、民間の雪捨て場については、交通安全

上8線雪捨て場のみとさせていただきますのでご了承願います。

#### ▼8線雪捨て場のご利用について

##### ・利用期間

平成23年12月1日～平成24年3月31日

##### ・利用時間

午前8時～午後5時

#### ▼安全な除排雪作業のために、次のことを守りください

①住宅周りの雪を道路に出さない道幅が狭くなり、交通事故につながる危険性があります。

#### ②路上駐車はしない

消防車・救急車等の緊急車両の通行の妨げになります。

#### ③ごみ収集日・時間・場所を守る

ごみを前日から出すと、除雪作業の妨げになったり、ごみが散らばる原因となります。

#### ④除排雪作業車には近づかない

運転手は常に安全運転に心掛けていますが、作業中には死角が多いため、近づくると重大な人身事故につながる恐れがあり、大変危険です。決して近づかないようにしてください。

#### ◇お問い合わせ先

建設課土木建築グループ

(電話 34 | 2 1 2 1 内線 2 4 3)

## 戦後強制抑留者の皆さまへ

シベリア戦後強制抑留者に対する特別給付金を支給しています。

#### ▼対象者

旧ソ連邦またはモンゴル国の地域における戦後強制抑留者で、平成22年6月16日に日本国籍を有するご存命の方です。(特別措置法施行日(平成22年6月16日)以降に亡くなられた方の相続人は請求できませんが、施行日前に亡くなられた方のご遺族等は、対象となっておりません。)

#### ▼請求受付期間

平成24年3月31日です。まだ請求されていない方はお急ぎください。請求期間内に特別給付金の支給の請求をしなかった場合には、支給されません。

#### ▼請求書をお持ちでない方は

当基金から請求書類をお送りしますので、至急、当基金にお電話ください。

※すでに特別給付金を支給された方は、再度の請求はできません。

#### ◇ご連絡・お問い合わせ先

独立行政法人平和祈念事業特別

基金事業部特別給付金認定担当

## 経済センサス活動調査へのご協力をお願いします。

日本経済の「いま」を知ることが目的とし、『平成24年経済センサス活動調査』を実施します。この調査は、「経済の国勢調査」であり、全国すべての企業・すべての事業所が対象となります。企業・事業者の皆様のご理解とご協力をお願いします。

ビルくんとかいちゃん



#### ◆いつから、どう調査するの？

平成24年1月末までに調査員が直接伺い、調査票をお配りします。調査票に記入のうえ、平成24年2月1日以降に提出してください。

#### ◆かならず出さなければならないの？

この調査は国の統計法に基づき必ず提出する義務があり、提出しなかった場合の罰則が設けられています。ご協力をお願いします。

(電話 0570 | 059 | 204 (ナビダイヤル))  
(IP電話、PHSからは03 | 5860 | 2748)  
受付時間 平日9時～18時  
(土曜、日曜、祝日はご利用いただけません。)